

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

改正案	現行
<p>（信託契約締結時の交付書面の記載事項）</p> <p>第三十三条 法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）<u>第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。</u>第三十七条第一項第十二号において同じ。）<u>にあつては、当初信託元本額</u></p> <p>2～8 （略）</p> <p>（信託財産状況報告書の記載事項等）</p> <p>第三十七条 法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 信託契約締結の時に、特定寄附信託の要件を満たす信託契約にあつては、計算期間中における信託財産からの寄附金額、寄附先の名称及び寄附年月日</p> <p>2～6 （略）</p>	<p>（信託契約締結時の交付書面の記載事項）</p> <p>第三十三条 法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2～8 （略）</p> <p>（信託財産状況報告書の記載事項等）</p> <p>第三十七条 法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2～6 （略）</p>